

## 総合的な速度管理の必要性

### 走行速度と交通事故等の関係

- 自動車等の制動距離は速度の2乗に比例する。
- 衝突時の速度が30km/hを超えると歩行者の死亡・重傷率が上昇する。
- 速度が増大すると運転者の視野が狭小化する。
- 危険認知速度が50km/hを超える致死率は、50km/h以下の約11倍となる。
- 対歩行事故では、危険認知速度が30km/hを超える致死率は、30km/h以下の約18倍となる。

### 規制速度遵守による被害軽減

- 危険認知速度が規制速度を超過していたものが全事故では9.0%に対し、死亡事故では20.2%となる。
- 規制速度の超過がある事故は、超過がない事故に比べ死亡事故となる確率が約2.5倍高い。

## 総合的な速度管理の内容

	生活道路	幹線道路		高速道路
		市街地	非市街地	
道路、地域等の特性に応じた分類と分類ごとの目標の提示	<b>（特徴）</b> ○幅員が狭い上、歩道が整備されている割合が低く、歩行者や自転車と自動車等が混在している路線が多い ○歩行者や自転車が関係する事故が39.8%、死亡・重傷事故では53.0% ○死亡・重傷者の57.7%を子供や高齢者が占め、午前9時台、午後5時台に多く発生	<b>（特徴）</b> ○中央分離帯の無い片側1車線の区間が多く、生活道路と同様に利用される路線もあり歩行者や自転車も多い ○歩行者や自転車が関係する事故が30.3%、死亡・重傷事故では64.6% ○交差点及び交差点付近の事故が70.3%、死亡・重傷事故では79.3%	<b>（特徴）</b> ○中央分離帯の無い片側1車線の区間がほとんどで、歩道が整備されていない区間もあり、夜間暗い場所が多い ○夜間の死亡事故の確率が昼間 비해約2.5倍高い ○規制速度超過の死亡・重傷事故のうち34.7%が夜間に発生、死亡事故では57.1%が夜間に発生 ○単路での発生が49.9%、カーブ・屈折での発生が21.9%	<b>（特徴）</b> ○多くの路線が簡易中央分離帯が設置された非分離の暫定2車線 ○規制速度を超過した事故が33.3% ○死亡・重傷事故では、単独事故が最も多く54.6% ○死亡・重傷事故の81.8%が路面湿潤時に発生
	<b>（目標）</b> ○人口集中地区における低速度規制等の推進 ○出勤退社・登下校時間帯を重点として抜け道として利用する自動車の交通量の削減と走行速度の抑制	<b>（目標）</b> ○昼夜の交通量の変化に配慮した円滑な道路交通の確保 ○沿線住民の振動・騒音等に配慮した速度規制の実施	<b>（目標）</b> ○規制速度を超過した死亡・重傷事故の発生を踏まえたカーブ・屈折場所での適切な速度規制の実施 ○夜間における実勢速度の低減と規制速度の遵守	<b>（目標）</b> ○道路構造に応じた適切な速度規制の実施等 ○降雪・降雨等異常気象時及び交通障害発生時の安全と円滑を図る。
分類ごとの施策の例示	○低速度規制等による速度抑制ゾーン30整備箇所等における面的及び区間を定めた30km/h規制、物理的デバイスを設置したゾーン30プラス等の交通実態、地域住民等の意見を勘案した規制の実施 ○抜け道利用車削減対策等周辺道路の渋滞解消対策と他の交通規制の実施 ○交通指導取締り 可搬式速度違反自動取締装置による速度違反取締りや保護誘導・街頭監視活動等の実施	○交通流管理 交通事故発生状況、道路交通環境等の交通実態に応じた適切な速度規制の実施と道路管理者と連携した速度抑制を目的とする交通安全施設の整備 ○交通指導取締り 白バイやパトカーによる機動取締り、信号無視や一時不停止等交差点関連違反の取締り等の重点的な実施	○実勢速度等に配慮した速度規制等 交通事故の発生実態を考慮し実勢速度との乖離路線の速度規制の見直し等 ○交通指導取締り 交通事故の発生実態に応じた重点的な定置式速度違反取締りと白バイ等による広域的な機動取締り等の組み合わせ実施	○道路構造に応じた速度規制等 道路管理者等との協議により、路線ごとの道路構造に応じた適切な速度規制の実施等 ○臨時速度規制 異常気象時等の的確な臨時速度規制の実施 ○交通指導取締り パトカーによる機動的な速度違反取締り等の実施
地域、路線等の例示	○ゾーン30等の速度抑制対策箇所・ゾーン30（17ゾーン） 松江市学園一丁目、学園二丁目、北田町・南田町、外中原町、西茶町・片原町、北堀町・殿町 安来市安来町、安来町（安来港周辺） 出雲市駅南町・今市町南本町、今市町北本町、今市町、大津町・大津新崎町、平田町 大田市大田町 浜田市港町・瀬戸ヶ島町 益田市あけぼの本町・西町、高津町ほか ○ゾーン30プラス 松江市学園一丁目	○機動取締り等を重点的に実施する地域の主な例 ・県東部 国道9号：安来市、松江市、出雲市の市街地 国道54号：雲南市の市街地 ・県西部 国道9号：大田市、江津市等の市街地 国道186号：浜田市の市街地 国道191号：益田市の市街地	○速度違反取締りを重点的に実施する路線の主な例 ・県東部 国道9号：54号・314号・431号・432号・485号、主要地方道等 ・県西部 国道9号：186号・187号・191号・261号・375号、主要地方道等	○速度規制実施状況の主な例 ・80km/h規制 中国縦貫自動車道、一般国道9号自動車専用道路（松江道路） ・70km/h規制 山陰自動車道、中国横断自動車道（尾道松江線、広島浜田線）、一般国道9号自動車専用道路（安来道路、多伎朝山道路、朝山大田道路、大田静間道路、静間仁摩道路、仁摩温泉津道路、江津道路、浜田三隅道路） ・60km/h規制 一般国道9号自動車専用道路（浜田道路、益田道路）、一般国道485号自動車専用道路（松江だんだん道路）
安全教育 広報啓発等	○運転者教育 交通安全教育や広報啓発により、走行速度と交通事故等の関係についての運転者教育を推進 ○関係機関・団体等への働きかけ 安全運転管理者協会やトラック協会等の関係機関・団体と連携し、事業所等の車両における安全速度走行の徹底を働き掛け ○速度違反取締りに関する情報発信 速度取締りを実施する重点路線や時間帯、速度違反取締りを実施する趣旨について、県警ホームページ等で情報発信			規制速度の遵守